

令和2年12月1日  
社会福祉法人長寿村

社会福祉法人長寿村めぐりた翔裕園 指定効力の一部停止処分について

当法人は指定効力の一部停止処分を受けましたので、下記の通りご報告いたします。

記

1. 指定効力一部停止の内容について

サービスの種別	認知症対応型共同介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所名	めぐりた翔裕園
事業所所在地	東京都東村山市廻田町4丁目4番1号
指定年月	令和元年9月1日
事業所番号	1392700215
効力停止期間	令和2年12月1日から令和3年5月31日 (新規利用者受入停止 6か月) 令和2年12月1日から令和3年11月30日 (介護報酬請求上限8割 12か月)

2. 指定効力の一部停止の理由

- (1) 職員による人格尊重義務違反  
(介護保険法第78条の10第6号・同法第78条の4第8号)  
複数の職員による要介護者に対する複数回にわたる身体的虐待及び心理的虐待、  
介護及び世話の放棄・放任
- (2) 高齢者虐待の防止等のための措置違反  
(介護保険法第78条の10第12号・同法第115条の19第11号・  
高齢者虐待防止法第20条・同法第21条第1項)  
要介護施設従事者等の研修の未実施、高齢者虐待に係る通報義務違反

3. 本件に対する対応について

当法人としましては、今般の指定効力の一部停止処分についてを重大かつ真摯に受け

とめ、再発防止に努めてまいります。再発防止策については、既に監督官庁である東村山市に改善計画を提出し、全職員に対する要介護施設従事者研修を実施しております。また、今後、同市の指導を受けながら改善計画を継続して実施するとともに、その実施状況について外部有識者による確認指導を受けることを予定しております。

この度は、関係各位の皆様にはご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

本件問い合わせ先  
社会福祉法人長寿村 法人本部  
電話番号 03-3855-6363

以上